

自己資本の充実の状況（単体・自己資本の構成に関する開示事項）

もみじ銀行（単体）

（単位：百万円、％）

項目	2020年 3月期	2019年 3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	159,680	157,675
うち、資本金及び資本剰余金の額	69,532	69,532
うち、利益剰余金の額	92,317	90,012
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	2,169	1,868
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,754	1,536
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15	12
うち、適格引当金コア資本算入額	3,739	1,523
適格旧非累積の永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,308	2,885
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 165,742	162,098
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,570	1,646
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,570	1,646
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	2,755	3,075
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	11,091	10,202
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 15,417	14,924
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)）	(ハ) 150,325	147,173
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,402,720	1,361,650
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,113	1,113
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,113	1,113
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	54,033	57,386
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,456,754	1,419,036
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	10.31	10.37

自己資本の充実の状況（単体・定性的情報）

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（第10条第3項第1号）
自己資本調達手段（2020年3月末）

発行主体	株式会社もみじ銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	69,532百万円

2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号）

当行では、十分な自己資本を維持しつつ収益性の改善と向上へ向けた取組を実施することを方針とし、経営体力に見合ったリスク・コントロールによる健全性の確保を行うこととしております。自己資本の充実度に関しては、自己資本比率、及びリスク量と自己資本の対比による評価を行っております。

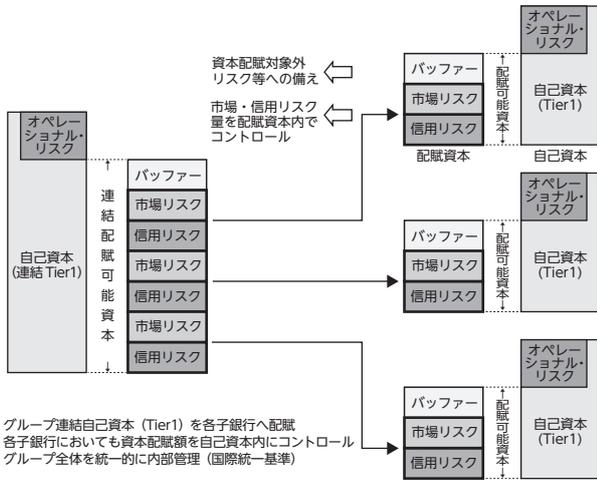
具体的には、持株会社である山ロフィナンシャルグループから当行の自己資本の範囲内で、業務計画に沿って資本が配賦され、各種リスク量（信用リスク、市場リスク）が配賦資本を超えないようコントロールしております。オペレーショナル・リスクについては、推定リスク量をあらかじめ自己資本から控除することとしております。

さらに、災害や急激な市場環境の変化に対する影響を把握し、自己資本の充実度を検証するためにストレステストを実施しております。一定のストレス・シナリオをもとに影響額を算出し、リスクが過大であると判断される場合はリスク削減などの対応を図ることとしております。

【資本配賦制度の概要】

<…グループ連結…>

<…子銀行…>



- ・グループ連結自己資本（Tier1）を各子銀行へ配賦
- ・各子銀行においても資本配賦額を自己資本内にコントロール
- ・グループ全体を统一的に内部管理（国際統一基準）

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第3号イ）

① リスク管理の方針

信用リスク管理態勢においては、当行が保有する全ての資産等（エクスポージャー）について、信用リスクの有無を特定したうえで、信用リスク管理の対象を定め、信用格付と自己査定の実施により、信用リスクを適切に評価し、当該評価に基づく信用リスクの程度に応じた適切な償却・引当を実施することで、資産等の健全性を確保しております。

また、信用リスクについては、定期的にリスク量を測定し、業務運営に反映しております。信用リスク管理態勢の適切性を維持するため、経営管理部をリスク管理統括部署とし、取締役会及び審議機関として設置するグループALM委員会に対する報告体制を整備し、リスクの状況や管理態勢に対するモニタリングを通じて、リスクに対する適切な対応を図っております。

② 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金の計上にあたっては、公認会計士実務指針及び金融検査マニュアルに基づく基準を定め、個別貸倒引当金には個別に見積もった予想損失額を、一般貸倒引当金には信用格付により設定した区分に対して実績に基づき予想損失率を適用し、正常先は今後1年間、要注意先は今後3年間の予想損失額を計上しております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（第10条第3項第3号ロ）

適格格付機関の付与する格付の使用については、「外部格付使用基準」において内部管理との整合的な取扱いを定めております。また、リスク・ウェイトの判定においては、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、全ての種類のエクスポージャーについて、次の適格格付機関を使用しております。

適格格付機関の名称	
株式会社格付投資情報センター（R&I）	
株式会社日本格付研究所（JCR）	
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（Moody's）	
S&Pグローバル・レーティング	
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）	

(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項（第10条第3項第3号ハ（1））

① 使用する内部格付手法の種類

2012年度中間期より「基礎的内部格付手法」を使用しております。

② 内部格付手法を適用除外又は段階的に適用するエクスポージャーの性質及び移行計画

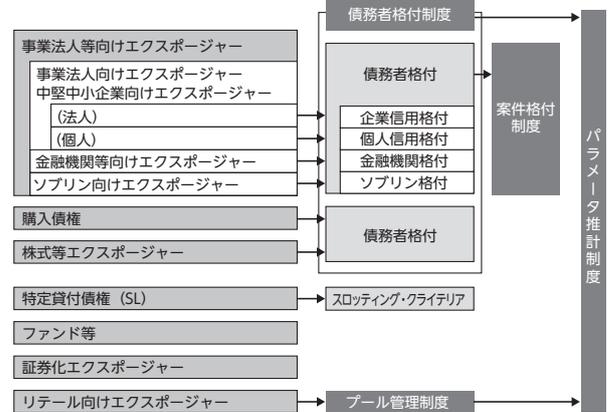
当行では、エクスポージャーの額が僅少な資産やリスク管理の観点から重要性が乏しいと判断される資産については、内部格付手法の適用を除外して、標準的手法にて信用リスク・アセットの額を算出しております。

事業体	使用する手法
株式会社もみじ銀行	内部格付手法

(4) 内部格付制度の概要（第10条第3項第3号ハ（2））

① 内部格付制度の体系

内部格付制度は、適正な信用リスク評価のために、個別の債務者（案件）について、取引の信用リスク構成要素を勘案し、それぞれの観点から債務者（案件）の信用度を表す各種指標を算定することを目的とし、債務者格付制度、案件格付制度、プール管理制度及びパラメータ推計制度の4制度を設けております。



② 債務者格付の定義及び債務者区分・デフォルト区分、貸倒引当金との関係
債務者格付は、下表のとおり、非デフォルト先9ランク、デフォルト先4ランクの13階層に区分しております。この格付ランクは、信用リスク管理の基礎となるほか、償却・引当の基準となる「債務者区分」と整合性をもった制度となっております。

信用リスク	格付ランク	定義	債務者区分	デフォルト区分	貸倒引当金
低い	11	財務内容が優れており、債務履行の可能性が最も高い。	正常先	非デフォルト	一般貸倒引当金
	12	財務内容が良好で、債務履行の確実性は高いが、事業環境等が大きく変化した場合は、その確実性が低下する可能性がある。			
	13	財務内容は一応良好で、債務履行の確実性は十分であるが、事業環境等が変化した場合は、その確実性が低下する可能性がある。			
	14	財務内容は一応良好で、債務履行の確実性に問題はないが、事業環境等が変化した場合には、その確実性が低下する懸念がやや大きい。			
	15	債務履行の確実性は特に問題ないが、事業環境等が変化した場合には、履行能力が損なわれる要素が見受けられる。			
	16	債務履行の確実性に当面問題はないが、事業環境等が変化した場合には、履行能力が損なわれる可能性がある。			
	21	問題が軽微である、または改善傾向が顕著であるものの、債務者の経営上懸念要因が潜在的に認められ、今後の管理に注意を要する。	要注意先	非デフォルト	一般貸倒引当金
	22	問題が重大である、または解決が長期化しており、債務者の経営上重大な懸念要因が顕在化する可能性が高く、今後の債務履行に注意を要する。			
	23	問題が深刻である、または解決に長期を要し、債務者の経営上重大な懸念要因が顕在化しており、今後の債務履行に警戒を要する。			
	24	21～23ランクに該当する債務者のうち、貸出条件の大幅な緩和を実施している、または3ヶ月以上延滞が発生しており、貸金繰りに支障をきたす懸念があるなど、今後の債務履行に特に警戒を要する。	要管理先	デフォルト	個別貸倒引当金
	31	現状、経営破綻の状況にはないものの、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくないなど、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先		
	41	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど、実質的な経営破綻に陥っている。	実質破綻先		
	51	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者で、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている。	破綻先		

※デフォルト区分は、自己資本比率算出における区分を記載しております。

③ 案件格付の定義

案件格付は、事業法人等向けエクスポージャー（事業法人向けエクスポージャー、中堅中小企業向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャー）及びソブリン向けエクスポージャーに該当する債務者について、個別の与信案件ごとに、担保・保証等の保全状況を勘案したデフォルト時の回収可能性を評価し、5階層に区分しております。

④ 内部格付制度の管理と検証手続

当行においては、内部格付制度の適切な運営と内部牽制機能の確保のため、営業推進部署や審査部署などの与信業務を行う部署と機能的に分離・独立した部署である経営管理部を設置しております。経営管理部は、独立した立場で内部格付制度の企画・設計、検証及び運用状況の監視、格付付与手続の管理を行い、さらに、経営管理部に対する内部牽制部署として監査部が監査することで、内部格付制度の客観性と正確性を確保しております。

内部格付制度の適切性を維持するための取組として、主に統計的手法を用い、その有意性、客観性、安定性、集中度、正確性等を検証しております。検証の結果、問題点が確認された場合には、要因分析のうえ信用格付制度の改善につなげる体制を構築しております。

- ⑤自己資本比率算出目的以外での各種推計値の利用状況
自己資本比率算出に使用する各種推計値は、リスク資本運営に使用するリスク量の計測や、貸出金利設定の際の標準的な金利水準、ポートフォリオ分析といった内部管理において、可能な範囲で使用し、業務運用面での活用を図っております。
- ⑥内部格付と外部格付の関係
評価の適切性を高めるため、適格格付機関が付与する外部格付と内部格付をデフォルト率の水準でマッピングしたうえで、格付ランクの調整等に使用しております。

(5) ポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (第10条第3項第3号ハ(3))

①事業法人等向けエクスポージャー
事業法人等向けエクスポージャーに該当する債務者への格付付与にあたっては、具体的かつ詳細な判断基準、運用方法、及び例外的な取扱等を統一的に定めた「信用格付基準」により適切かつ統一的な運用を行っております。ポートフォリオごとの格付付与手続の概要は以下の通りです。

エクスポージャーの種類	概要
事業法人向けエクスポージャー	財務スコアリングモデルによる定量的な評価を基礎とし、これに実態財務、延滞状況、外部格付等による修正を加えて格付を付与。 財務スコアリングモデルは、規模や業種等により、企業信用格付が6つ、個人信用格付が2つのモデルがあります。各モデルのモデルランクに有意な差がないことについて検証を行い、適切性を確認しております。
ソブリン向けエクスポージャー	財務状況又は外部格付による評価を基礎とし、これに延滞状況等による修正を加えて、格付を付与。ただし、地方三公社については、事業法人向けエクスポージャーと同様の評価を基本とします。
金融機関等向けエクスポージャー	外部格付又は自己資本比率(規制比率)による評価を基礎とし、これに延滞状況等による修正を加えて格付を付与。
特定貸付債権	財務指標、担保権、スポンサー等の評価項目による評価の算出を基礎とし、これに延滞状況等による修正を加えて格付を付与。

②リテール向けエクスポージャー
営業店が取引区分をリテール向けと判定したエクスポージャーについては、経営管理部がプール管理基準に従って、適切なプール(集合体)への割当を行っております。プールごとの割当手続の概要は以下の通りです。

エクスポージャーの種類	概要
居住用不動産向けエクスポージャー	延滞の有無、融資実行後の経過年数、取引の状況等によりプールを割当て。
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	延滞の有無、枠使用率等によりプールを割当て。
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)	延滞の有無、取引状況等によりプールを割当て。
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)	延滞の有無、取引状況等によりプールを割当て。

③PDの推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ
自己資本比率告示に基づき、事業法人等向けエクスポージャーのPD推計で用いるデフォルト定義は要管理先以下としております。
データについては、内部のデフォルト実績観測データを基礎としており、観測期間内の全てのデフォルト実績観測データから期間1年の実績PDを算出し、その平均値(長期平均PD)を求め、さらに、保守的補正を反映してPD推計値を算出しております。
また、PD推計値の検証については、原則として年1回以上実施しており、適切性を確認しております。
なお、自己資本比率算出に使用するPDと、行内の信用リスク管理に利用するPDは、デフォルトの定義が異なるものがあります。これは、前者におけるデフォルトの定義は自己資本比率告示により要管理先以下としているのに対して、後者は貸倒引当金の計上基準を重視して破綻懸念先以下としているためです。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 (第10条第3項第4号)

- (1) 貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等
お取引先との約定書締結等により、貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを確認できる取引のうち、事業法人等向けエクスポージャーに該当するものについては、自己資本比率算出における信用リスク削減手法として用い、これを可能とするための適切な管理を実施しております。対象となる預金は、期限のある定期性預金でマチュリティ・ミスマッチを勘案のうえ適用するものとしております。期限のない流動性預金は対象としておりません。
- (2) 派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるにあたっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等
一部金融機関との派生商品取引は、ISDA MASTER AGREEMENT及びCREDIT SUPPORT ANNEXを締結しており、これらの契約が法的に有効であることを確認のうえ、自己資本比率算出におけるネットリング効果を勘案しております。
- (3) 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要
自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いている担保は、お取引先との約定書締結等により法的な有効性が確認され、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に適切に処分又は取得する権利を有しているものに限定しております。取得した担保については、定められた時期・方法により評価の見直しを実施する等、適切に管理しております。
- (4) 主要な担保の種類
当行の内部のリスク管理に使用している担保は、法的有効性が確保されていることを確認しているもので、優良担保及び一般担保に区分して管理しており、それぞれ次の通りです。

- ・優良担保とは、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性と換金性の要件を充たした担保等であり、預金等、国債等の信用度の高い有価証券、及び決済確実な担保手形等を優良担保として取り扱っております。
 - ・一般担保とは、優良担保以外の担保で、客観的な処分可能性が認められる担保であり、不動産担保等を一般担保として取り扱っております。
- 以上の担保のうち、自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いるものは、以下の通りです。

内部格付手法で用いる担保の種類	標準的手法で用いる担保の種類
現金及び自行預金	現金及び自行預金
上場株式	上場株式
日本国政府若しくは地方公共団体等が発行する円建て債券	日本国政府若しくは地方公共団体等が発行する円建て債券
不動産担保・船舶担保等	

(5) 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

担保と同様に保証についても、優良保証及び一般保証に区分して管理しております。保証履行の確実性が極めて高いと認められる保証を優良保証とし、優良保証以外の保証で、主債務者に代わる保証人からの回収について、客観的に実現可能性が高いと認められるものを一般保証として取り扱っております。以上の保証のうち、自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いるものは、以下の通りです。

内部格付手法で用いる保証の取引相手の種類	標準的手法で用いる保証の取引相手の種類
中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、法人等	中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、外部格付が付与された法人等

なお、クレジット・デリバティブについては、自己資本比率算出における信用リスク削減手法として用いておりません。

(6) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法として用いた保証については、いずれも、信用リスクが極めて低い日本国政府、地方公共団体、信用保証協会に係るものが大半を占めております。
また、信用リスク削減手法として用いた担保については、不動産によるものが大半を占めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 (第10条第3項第5号)

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

- ①対顧客取引
派生商品取引は、デリバティブ取引の仕組を理解している法人を対象(通貨オプション取引、クーポンスワップ取引)については、原則として外国為替実需のある取引先(限定)としております。信用リスクを認識すべき派生商品取引の取組時には、対象先の信用格付を実施し、取組ごとに取引内容を確認のうえと信相相当額を算定し個別に取組の可否を判定しております。
また、派生商品取引取組後も定期的に取引相手の信用格付を見直したうえで、自己査定により信用リスクの状況をモニタリングしていく態勢としております。
- ②対市場取引
対市場における派生商品取引に関しては、資産規模、外部格付等の指標に基づき個々の取引先に対しクレジット限度額を設定し、取組む方針としております。
また、取組後は、時価や格付の状況を自己査定結果に反映する態勢としております。
- (2) リスク資本及び与信限度枠の割当に関する方針
リスク資本及び与信限度枠の割当に関する方針は別段定めておりません。
- (3) 担保による保全及び引当金の算定に関する方針
対顧客取引における派生商品取引においては、相手先の信用状態や取引状況に応じて担保の取得等により保全の強化を図るとともに、信用状態が悪化した場合には、与信相当額について適切に個別貸倒引当金を計上する等の対応を実施しております。
- (4) 信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度
派生商品取引の取引相手との契約により、当行の信用力の悪化等で担保を追加的に提供することが必要となる場合がありますが、国債などの担保提供可能な資産を十分保有していることから、影響は極めて限定的なものであります。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要 (第10条第3項第6号イ)

- ①当行がオリジネーター及びサービスラーである場合
当行では、ローンポートフォリオの見直し並びに資産効率化向上等を目的に、住宅ローン債権の証券化取引を行っております。
当該証券化取引の実施に当たっては、外部格付機関の評価を受けるとともに、当該証券化取引に係るリスクを事前に認識・検討したうえで、実施の可否の判断を行っております。
なお、当行においては、当該証券化取引において劣後受益権を保有しており、住宅ローンに関連する信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これらのリスクは貸出金等の取引によるものと基本的に変わりません。
また、当該証券化取引に係る債権譲渡は真正譲渡であり、当行は買戻し義務を負っておりません。
- ②当行が投資家である場合
当行では、貸出取引又は市場取引として証券化取引を取り組むことがありますが、投融資対象については、リスク特性や裏付資産のパフォーマンス状況が把握可能な証券化取引のうち、適格格付機関から投資適格の外部格付を取得している証券化取引について、最優先部分での取り組みを基本としております。
なお、再証券化取引については、再証券化を行うことにより、一次証券化取引と比較してリスク特性等に大きな変化がないもの、若しくは改善が図られているものに限り取り組む方針としております。
貸出取引として取り組む証券化取引については、主に仕組みに関連するリスクや裏付資産に関連するリスクを有しておりますが、これらのリスクを確実に認識するために、与信審査を審査部署において集中して行い、取組後においても継続的にリスク特性や裏付資産のパフォーマンス状況の変化をモニタリングするとともに、変化の度合いによっては、信用リスク評価に適切に反映させる体制としております。

(2) 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況（第10条第3項第6号ロ）

証券化取引の取組にあたっては、営業部署や審査部署において、案件に係る契約書等で仕組みに関するリスクを確認するとともに、裏付資産に係る資料及びデータを用いて、キャッシュフローの予測や信用リスク分析を行っております。

また、取組後においても継続的にリスク特性や、裏付資産のパフォーマンス状況の変化をモニタリングする体制としております。

なお、証券化取引の外部格付の使用については、「外部格付使用基準」に取り扱いを定めており、リスク特性や裏付資産のパフォーマンスに係る情報が適切に把握できない証券化取引については、無格付として取り扱うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針（第10条第3項第6号ハ）

信用リスク削減手法として用いる証券化取引については、該当がありません。

(4) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称（第10条第3項第6号ニ）

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、自己資本比率告示に従い、「外部格付準拠方式」、「標準的手法準拠方式」および「内部格付手法準拠方式」のいずれかにより算出しております。ただし、いずれも適用できない場合は、1250%のリスク・ウェイトを適用しております。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（第10条第3項第6号ホ）

当行では、自己資本比率告示第4条（マーケット・リスク相当額不算入の特例）を適用しているため、マーケット・リスク相当額は算出しておりません。

(6) 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別（第10条第3項第6号ヘ）

証券化目的導管体を用いた第三者の資産に係る証券化取引については、該当がありません。

(7) 銀行の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称（第10条第3項第6号ト）

当行の子法人等（連結子会社等を除く）及び関連法人等のうち、当行が行った証券化取引（当行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものについては、該当がありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針（第10条第3項第6号チ）

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理につきましては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に準拠しております。

なお、当行におきましては、オリジネーターとして住宅ローン債権の証券化取引を実施しており、資産売却の認識及び留保持分の評価の概要は以下の通りです。

住宅ローン債権に係る証券化取引の会計上の処理については、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しており、住宅ローン債権を信託設定したの優先受益権部分を第三者へ譲渡し、譲渡代金を受領した時点をもって、資産の売却として会計上認識しております。

また、証券化債権の留保持分の評価につきましては、原債権である住宅ローン債権を貸出金として資産査定を行い、その査定結果により償却・引当基準に則り原債権に対して所定の償却引当金を計上しております。

留保持分のうち譲渡益部分につきましては、原債権の残高に応じた償却を実施しております。

なお、証券化エクスポージャーに対する流動性補充、信用補充等、貸借対照表において負債として認識すべき信用供与については該当ありません。

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（第12条第3項第7号イ、第10条第3項第6号リ）

リスク・ウェイトの判定にあたっては、全ての種類の証券化エクスポージャーについて、次の適格格付機関を使用しております。

適格格付機関の名称
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(10) 内部評価方式を用いている場合の概要（第10条第3項第6号ス）

内部評価方式を用いている証券化エクスポージャーについては、該当がありません。

(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合の概要（第10条第3項第6号ル）

定量的な情報に重要な変更が生じた証券化エクスポージャーについては、該当がありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第8号イ）

（オペレーショナル・リスク管理体制）

オペレーショナル・リスクとは、内部の不正、外部からの不正、労働環境における不適切な対応（法令に抵触する行為等）、顧客との取引における不適正な対応（義務違反、商品設計における問題等）、自然災害、事故、システム障害、取引先との関係、不適切な取引処理、並びにプロセス管理の不備等、業務運営において問題となる事象が発生することにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③情報リスク、④法務リスク、⑤マネロン・テロ資金供与リスク、⑥有形資産リスク、⑦人的リスクの7つに分けて管理しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、リスク管理全般に係る基本方針を定めた「リスク管理規程」の下に、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理基準」を制定のうえ、「オペレーショナル・リスク管理統括部署」がオペレーショナル・リスク全体の一元的な把握、管理を実施するとともに、各「リスク主管部署」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しております。

（オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続）

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕在化の未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めております。

具体的には、自己資本比率規制に準拠したリスク管理体制を構築すべくCSA（リスクコントロールの自己評価）を実施し、リスクの評価を行うとともに、リスクを捕捉し対応策を講じる手段としてオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御、移転、回避を行うなどリスク管理の高度化に取り組んでおります。さらに、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクルの確立に努めております。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上述のCSAに係る「リスク管理自己評価基準」、オペレーショナル・リスク情報の収集、分析に係る「リスク情報報告基準」のほか、各種規程類を定め適切に管理しております。

※CA（リスクコントロールの自己評価）
Risk Control Self-Assessmentの略。あらゆる業務プロセス、システム及び有形資産等に内在するリスクを特定し、管理を行ってもしも残存するリスクを評価・把握したうえで、必要な削減策を策定し実行していく自立的な管理の手法。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む）（第10条第3項第8号ロ）

当行は、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「粗利益配分手法」を採用しております。

8. 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第9号）

(1) リスク管理の方針

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、株式等の価格変動リスクを市場リスクの一区分として明確に定めております。

「リスク管理規程」において、市場リスクは収益の源泉となるリスクであるとともに、積極的なリスク・コントロールが可能であるとし、ポートフォリオにおける市場リスクの状況を定量的に評価し、許容される範囲内にリスクをコントロールしながら、リスクに見合った収益の確保を図ることをリスク管理の基本方針としております。

(2) リスク管理の手続の概要

山口フィナンシャルグループの基本方針のもと、当行では、「市場リスク管理基準」及び「市場リスク計量化基準」を定め、リスク管理の適正な手続を定めております。

株式等の価格変動リスク管理の相互牽制態勢の有効性を確保するため、フロントオフィス（営業部門、ALM部門、トレーディング部門等）及びバックオフィス（事務管理部門）から分離したリスク管理部門であるミドルオフィス（市場リスク管理部門）を設置しております。

株式等の価格変動リスクの取得・コントロール・評価に際しては、山口フィナンシャルグループに「グループALM委員会」の審議機関を設け、年度毎の運用方針の作成や見直しについて十分な審議を行い、審議結果を業務運営に反映する態勢としております。

株式等の価格変動リスクは、リスクの特定・リスク評価・リスク対応・コントロール・モニタリング・改善措置とする市場リスク管理プロセスに沿って行っております。

株式等の価格変動リスクは、VaR（バリュエ・アット・リスク）により定量的に測定し、リスク資本配賦の枠組みの中でリスクリミットを設け管理を行うとともに、必要に応じ損失限度額等を設けることにより適切に管理しております。また、モニタリング結果は、当行及び山口フィナンシャルグループの取締役会等へ報告する適切な報告態勢を整備しております。

株式等のうち、保有目的区分が「その他有価証券」の株式等については、お客さまとの取引関係に基づき株式等取得する「政策投資」と株式等の価格変動リスクを積極的にコントロールするために運用を行う「純投資」に明確に区分し、適正なリスク管理を実施しております。保有目的区分が「子会社及び関連会社」の株式については、厳格な自己査定を実施しています。

会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第10号イ）

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、その中で、金利リスクを、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下しない損失を被るリスクと定めております。

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの範囲は、経済価値に金利感応性がある、銀行勘定の資産・負債、オフバランス取引の全て（自己資本比率規制の対象外となるトレーディング勘定の資産・負債・オフバランス取引を含む）です。

ただし、株式等、金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているものについては、金利リスク計測の対象外としております。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、金利リスクを市場リスクの一区分として明確に定めております。「リスク管理規程」において、市場リスクは、収益の源泉となるリスクであるとともに、積極的なリスク・コントロールが可能であるとし、ポートフォリオにおける市場リスクの状況を定量的に評価し、許容される範囲内にリスクをコントロールしながら、リスクに見合った収益の確保を図ることをリスク管理の基本方針としております。

③リスク管理の手続の概要

山口フィナンシャルグループの基本方針のもと、当行では、「リスク管理規程」に基づき、「市場リスク管理基準」及び「市場リスク計量化基準」を定め、リスク管理方法の適正な手続を定めております。

金利リスク管理の相互牽制体制の有効性を確保するため、フロントオフィス（営業部門、ALM部門、トレーディング部門等）およびバックオフィス（事務管理部門）から分離したリスク管理部門であるミドルオフィス（市場リスク管理部門）を設置しております。

金利リスクの取得・コントロール・評価に際しては、審議機関として山口フィナンシャルグループ内に「グループALM委員会」を設け、年度毎の運用方針の作成や見直しについて十分な審議を行い、審議結果を業務運営に反映する態勢としております。

金利リスク管理は、リスクの特定・リスク評価・リスク対応・コントロール・モニタリング・改善措置という市場リスク管理プロセスに沿って行っております。

金利リスクのモニタリング結果については、当行及び山口フィナンシャルグループの取締役会等へ報告する適切な報告態勢を整備しております。

④金利リスクの計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として、月次で Δ EVEとVaR（バリュー・アット・リスク）の計測を行っております。有価証券の経済価値変動リスクについては前営業日を基準日として、日次でVaRの計測を行っております。

⑤ヘッジ等金利リスクの削減手法

当行では、金利リスクのヘッジ手段として、金利スワップ取引・債券先物取引・債券ベアアファンドを主に活用しております。

なお、当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会報告第24条 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっており、要件を満たす取引についてはヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジを行っております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要（第10条第3項第10号ロ）

市場リスクの測定分析にあたっては、業務の規模・特性及びリスクプロファイルに応じて、期間損益若しくは経済価値の観点から、妥当性及び一般性の高い手法及び前提条件等を用いた方法により、測定・分析を行い、測定・分析方法については、限界及び弱点等の特性を明確化し、ストレス・テストにより補完する態勢となっております。

また、金利リスクの算定にあたっては、流動性預金の金利リスクを、コア預金モデルにより算定しております。（コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です。）

当行が使用するコア預金モデルは、過去の流動性預金残高データから算出した残高変化率をもとに、預金流出局面においても当行に最低限滞留する流動性預金の将来残高を推計するものであり、推計にあたっては、人口動態や市場金利に対する当行預金金利の追従率も考慮しております。

コア預金モデルの使用により、当行の流動性預金の金利改定の平均満期は4.362年、最長の金利改定満期は10年となっております。

① Δ EVE及び Δ NIIの算定手法の概要

Δ EVE及び Δ NII算定にあたっての前提条件は以下のとおりです。

- ・流動性預金の金利リスクを、コア預金モデルにより算定しております。
- ・貸出の期限前償還率、定期預金の早期解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
- ・ Δ EVEの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、正の値のもののみを、単純合算しております。 Δ NIIの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、値の正負に関係なく、単純合算しております。
- ・ Δ EVEの算出にあたっては、有価証券の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めております。有価証券以外の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めておりません。

Δ NIIの算出にあたっては、再投資・再調達金利について、信用スプレッド等を含めておりません。

2020年3月末の Δ EVEは、国内債券と外国債券の残高の積み上げを行った影響により、2019年3月末対比で12,192百万円増加しています。

当行は、 Δ EVEに対し十分な自己資本の余裕を確保していることから、金利リスク管理上、問題はないと認識しております。

② Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクの算定手法の概要

当社グループでは、 Δ EVE及び Δ NIIのほかに、金利リスクをVaRにより定量的に測定し、リスク資本配賦の枠組みの中でリスクリミットを設け、管理を行っております。

VaRの算出にあたっては、金利変動幅が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年、信頼区間を99.9%、保有期間を3ヵ月としております。

自己資本の充実の状況（単体・定量的情報）

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（第10条第4項第1号イ・ロ・ハ）

（単位：百万円）

項 目	2019年3月期	2020年3月期
標準的手法が適用されるポートフォリオ (A)	433	367
内部格付手法の適用除外資産	433	367
内部格付手法の段階的適用資産	—	—
調整項目に相当するエクスポージャー	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ (B)	142,753	147,557
事業法人等向けエクスポージャー	88,428	93,900
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く）	82,636	87,969
特定貸付債権	745	749
ソブリン向けエクスポージャー	2,105	2,004
金融機関等向けエクスポージャー	2,941	3,177
リテール向けエクスポージャー	13,634	13,372
居住用不動産向けエクスポージャー	8,887	8,708
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	503	469
その他リテール向けエクスポージャー	4,242	4,195
証券化エクスポージャー	1,881	1,781
うち再証券化エクスポージャー	—	—
株式等エクスポージャー	7,644	3,087
マーケット・ベース方式	5,903	2,018
簡易手法	5,903	2,018
内部モデル手法	—	—
PD/LGD方式	1,740	1,069
リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,587	11,464
自己資本比率告示第167条第2項の規定により 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	6,411	11,131
自己資本比率告示第167条第7項の規定により 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	175	106
自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第167条第11項の規定により 信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	226
購入債権	3,015	3,478
購入事業法人等向けエクスポージャー	3,015	3,478
購入リテール向けエクスポージャー	—	—
その他資産等	2,880	2,818
CVAリスク	155	249
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—
リスク・ウェイト100%を適用するエクスポージャー	947	1,012
リスク・ウェイト250%を適用するエクスポージャー	4,781	4,742
リスク・ウェイト1250%を適用するエクスポージャー	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—
調整項目に相当するエクスポージャー	12,797	11,648
信用リスクに対する所要自己資本の額 (A) + (B)	143,187	147,925

(注) 1. 内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、スケーリング・ファクター（乗数1.06）調整後の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+調整項目に相当するエクスポージャーの額により算出しております。
2. 事業法人向けエクスポージャーには、中堅中小企業向けエクスポージャーを含んでおります。

(2) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額（第10条第4項第1号ニ）

自己資本比率告示第16条「マーケット・リスク相当額の不算入の特例」を適用しているため算出しておりません。

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（第10条第4項第1号ホ）

（単位：百万円）

項 目	2019年3月期	2020年3月期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,295	2,161
基礎的手法	—	—
粗利益配分手法	2,295	2,161
先進的計測手法	—	—

(注) オペレーショナル・リスクの算出には粗利益配分手法を採用しております。

(4) 単体総所要自己資本額（第10条第4項第1号ヘ）

（単位：百万円）

項 目	2019年3月期	2020年3月期
単体総所要自己資本額	56,761	58,270

2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びデフォルトしたエクスポージャーの期末残高 (第10条第4項第2号イ・ロ・ハ)

(単位: 百万円)

手法別	2019年3月期					デフォルトした エクスポージャー	2020年3月期					デフォルトした エクスポージャー
	信用リスク・エクスポージャー	貸出金等	債券	デリバティブ	その他		信用リスク・エクスポージャー	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	
標準的手法適用分	6,994	—	—	—	6,994	—	6,179	—	—	—	6,179	—
内部格付手法適用分	3,341,076	2,474,234	371,094	4,642	491,104	35,965	3,369,898	2,527,671	435,428	5,368	401,429	42,982
手法別計	3,348,071	2,474,234	371,094	4,642	498,099	35,965	3,376,077	2,527,671	435,428	5,368	407,609	42,982

(単位: 百万円)

地域別 業種別 残存期間別	2019年3月期					デフォルトした エクスポージャー	2020年3月期					デフォルトした エクスポージャー
	信用リスク・エクスポージャー	貸出金等	債券	デリバティブ	その他		信用リスク・エクスポージャー	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	
山口県	40,877	40,490	235	151	—	1,749	36,766	36,676	—	90	—	1,594
広島県	1,989,690	1,955,564	31,123	3,002	—	32,129	1,962,902	1,959,560	—	3,342	—	40,495
福岡県	19,001	19,001	—	—	—	1,443	19,167	19,167	—	—	—	693
その他の国内	727,447	404,143	322,672	631	—	65	841,783	446,243	394,330	1,209	—	52
国内計	2,777,016	2,419,199	354,031	3,784	—	35,388	2,860,620	2,461,647	394,330	4,641	—	42,836
国外計	72,955	55,034	17,063	857	—	577	107,848	66,023	41,097	727	—	146
地域別計	3,348,071	2,474,234	371,094	4,642	498,099	35,965	3,376,077	2,527,671	435,428	5,368	407,609	42,982
製造業	291,660	277,197	13,934	528	—	4,568	292,428	284,184	7,467	776	—	7,590
農・林業	1,817	1,817	—	—	—	34	2,095	2,095	—	—	—	136
漁業	834	834	—	—	—	9	376	376	—	—	—	9
鉱業	782	782	—	—	—	—	696	696	—	—	—	—
建設業	89,682	87,951	1,702	28	—	2,771	93,235	91,469	1,746	19	—	3,502
電気・ガス・熱供給・水道業	64,313	62,308	2,005	—	—	—	74,132	72,130	2,002	—	—	—
情報通信業	12,469	12,439	30	—	—	636	12,183	12,153	30	—	—	608
運輸業	276,895	166,520	110,081	293	—	1,436	283,482	178,879	104,260	342	—	816
卸・小売業	210,679	204,952	3,664	2,062	—	6,758	199,233	194,563	2,463	2,206	—	9,710
金融・保険業	215,418	136,927	77,054	1,436	—	881	207,969	152,519	53,619	1,830	—	836
不動産業	268,679	267,559	943	176	—	6,737	286,061	284,230	1,721	108	—	6,960
各種サービス業	269,592	260,963	8,512	116	—	7,569	272,561	268,486	3,991	83	—	8,593
国・地方公共団体	449,879	296,712	153,166	—	—	—	556,705	298,579	258,125	—	—	—
個人	697,266	697,266	—	—	—	4,561	687,305	687,305	—	—	—	4,218
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	3,348,071	2,474,234	371,094	4,642	498,099	35,965	3,376,077	2,527,671	435,428	5,368	407,609	42,982
1年以下	433,133	380,297	51,983	851	—	—	392,593	371,328	20,718	547	—	—
1年超3年以下	222,285	180,870	39,514	1,900	—	—	237,706	207,224	28,839	1,642	—	—
3年超5年以下	349,301	295,077	53,383	840	—	—	370,054	295,665	72,823	1,564	—	—
5年超7年以下	329,554	230,770	98,144	640	—	—	338,996	254,562	83,769	665	—	—
7年超10年以下	487,830	386,305	101,115	409	—	—	489,307	370,795	117,855	657	—	—
10年超	830,955	804,001	26,953	—	—	—	952,165	840,450	111,423	291	—	—
期間の定めのないもの	196,911	196,911	—	—	—	—	187,644	187,644	—	—	—	—
残存期間別計	3,348,071	2,474,234	371,094	4,642	498,099	35,965	3,376,077	2,527,671	435,428	5,368	407,609	42,982

- (注) 1. 信用リスク・エクスポージャーには、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー及びリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを含んでおりません。
 2. 「貸出金等」には、貸出金、支払承諾、コールローン、コミットメント等を計上しております。
 3. 「その他」には、現金、預け金、有形固定資産、有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入等を計上しております。
 4. 「デフォルトしたエクスポージャー」には、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち、信用リスク・アセットの額を算出する際にデフォルトと判定されたものの期末残高を計上しております。
 5. 本部において管理している国債等の国内債券については、「地域別」では「その他の国内」に含めております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金の期末残高及び期中増減額 (第10条第4項第2号二)

(単位: 百万円)

項目	2019年3月期			2020年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2,777	470	3,247	3,247	1,354	4,602
個別貸倒引当金	16,186	△502	15,684	15,684	3,401	19,086
特定海外債権引当金	—	—	—	—	—	—
合計	18,964	△31	18,932	18,932	4,755	23,688

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

項目	2019年3月期			2020年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
山口県	1,129	△119	1,010	1,010	△39	970
広島県	14,223	△372	13,851	13,851	3,276	17,128
福岡県	82	0	82	82	△0	82
その他の国内	751	△10	741	741	164	905
国内計	16,186	△502	15,684	15,684	3,401	19,086
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	16,186	△502	15,684	15,684	3,401	19,086
製造業	1,940	383	2,323	2,323	1,247	3,570
農・林業	11	0	11	11	1	13
漁業	9	—	9	9	△0	9
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	2,320	△655	1,665	1,665	240	1,905
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	17	412	429	429	△7	422
運輸業	652	△33	619	619	△152	467
卸・小売業	3,479	447	3,926	3,926	1,528	5,455
金融・保険業	172	△22	150	150	△21	128
不動産業	2,931	△1,142	1,789	1,789	44	1,834
各種サービス業	3,005	251	3,256	3,256	686	3,943
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	1,602	△141	1,460	1,460	△166	1,293
その他	42	0	41	41	—	41
業種別計	16,186	△502	15,684	15,684	3,401	19,086

(3) 業種別の貸出金償却の額 (第10条第4項第2号ホ)

(単位：百万円)

業種	2019年3月期	2020年3月期
製造業	46	19
農・林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	693	85
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	370	12
卸・小売業	14	176
金融・保険業	—	—
不動産業	20	—
各種サービス業	42	37
国・地方公共団体	—	—
個人	—	34
その他	—	—
業種別計	1,187	367

(注) 貸出金償却実績は、直接償却実施額を記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーの信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイト区分別残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (第10条第4項第2号ヘ)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2019年3月期		2020年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	1,559	—	1,567
10%	—	—	—	—
20%	21	—	21	—
30%	—	—	—	—
35%	—	—	—	—
40%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
70%	—	—	—	—
75%	—	—	—	—
90%	—	—	—	—
100%	—	5,414	—	4,590
110%	—	—	—	—
120%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
200%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	21	6,973	21	6,158

(注) 1. 格付の有無は、リスク・ウェイトの判定における格付使用の有無を指します。
2. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定して使用しております。

(5) スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高 (第10条第4項第2号ト)

① プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付け

(単位：百万円)

スロッシング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	2019年3月期	2020年3月期
優	2年半未満	50%	—	—
	2年半以上	70%	986	934
良	2年半未満	70%	894	470
	2年半以上	90%	7,433	7,827
可	—	115%	—	—
弱い	—	250%	—	—
デフォルト	—	0%	—	—
合計			9,313	9,232

② ポラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(単位：百万円)

スロッシング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	2019年3月期	2020年3月期
優	2年半未満	70%	—	—
	2年半以上	95%	—	—
良	2年半未満	95%	—	—
	2年半以上	120%	—	—
可	—	140%	—	—
弱い	—	250%	—	—
デフォルト	—	0%	—	—
合計			—	—

③ マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

種別	リスク・ウェイト	2019年3月期	2020年3月期
上場株式	300%	23,074	7,803
非上場株式	400%	98	98
合計		23,173	7,901

(注) 1. 「スロッシング・クライテリア」とは、特定貸付債権の信用リスク・アセットの額を算出するために設定されている5段階（優・良・可・弱い・デフォルト）の基準です。
2. 「マーケット・ベース方式の簡易手法」とは、株式等エクスポージャーの額、上場株式については300%、非上場株式については400%のリスク・ウェイトを乗じた額をもって信用リスク・アセットの額を算出する方法です。

(6) 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項 (第10条第4項第2号チ)

①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値

(単位: 百万円)

資産区分		2019年3月期				
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	EADの推計値	
					オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目
事業法人向けエクスポージャー		2.82%	42.99%	64.42%	1,260,837	22,803
正常先	11~13	0.12%	44.41%	41.06%	471,101	15,324
	14~16	0.36%	41.88%	59.83%	503,887	5,809
	21~23	4.02%	42.18%	121.88%	262,768	1,593
	要管理先以下	24~51	100.00%	46.83%	—	23,079
ソブリン向けエクスポージャー		0.00%	45.00%	2.35%	1,027,965	69,806
正常先	11~13	0.00%	45.00%	1.77%	1,016,455	69,806
	14~16	0.20%	45.00%	57.26%	11,509	—
	21~23	—	—	—	—	—
	要管理先以下	24~51	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー		0.07%	45.00%	35.11%	89,355	14,101
正常先	11~13	0.06%	45.00%	35.09%	87,045	10,646
	14~16	0.24%	45.00%	35.49%	2,310	3,455
	21~23	—	—	—	—	—
	要管理先以下	24~51	—	—	—	—

(単位: 百万円)

資産区分		2020年3月期				
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	EADの推計値	
					オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目
事業法人向けエクスポージャー		3.15%	43.34%	63.93%	1,314,262	30,302
正常先	11~13	0.11%	45.02%	40.02%	482,973	19,047
	14~16	0.36%	42.27%	62.20%	530,330	9,196
	21~23	3.51%	42.07%	118.48%	270,902	1,758
	要管理先以下	24~51	100.00%	45.92%	—	30,055
ソブリン向けエクスポージャー		0.00%	45.00%	2.30%	1,011,378	58,861
正常先	11~13	0.00%	45.00%	1.79%	1,000,009	58,861
	14~16	0.20%	45.00%	50.21%	11,369	—
	21~23	—	—	—	—	—
	要管理先以下	24~51	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー		0.08%	45.00%	40.92%	84,065	11,891
正常先	11~13	0.07%	45.00%	41.20%	81,018	8,779
	14~16	0.19%	45.00%	36.82%	3,047	3,111
	21~23	—	—	—	—	—
	要管理先以下	24~51	—	—	—	—

(注) 1. 信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映しております。

2. リスク・ウェイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出しております。

3. 事業法人向けエクスポージャーには、中堅中小企業向けエクスポージャーを含んでおりますが、特定貸付債権を含んでおりません。

②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(単位: 百万円)

資産区分		2019年3月期			
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGD (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	残高
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー		0.37%	90.00%	170.09%	12,791
正常先	11~13	0.09%	90.00%	157.17%	9,951
	14~16	0.20%	90.00%	190.65%	2,526
	21~23	1.81%	90.00%	337.21%	284
	要管理先以下	24~51	100.00%	90.00%	1192.50%

(単位: 百万円)

資産区分		2020年3月期			
債務者区分	債務者格付	PDの推計値 (加重平均値)	LGD (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	残高
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー		0.51%	90.00%	153.63%	8,697
正常先	11~13	0.10%	90.00%	125.35%	6,147
	14~16	0.24%	90.00%	199.14%	2,312
	21~23	1.76%	90.00%	338.83%	209
要管理先以下	24~51	100.00%	90.00%	1192.50%	28

(注) 1. PD/LGD方式とは、株式等エクスポージャーを事業法人向けエクスポージャーとみなして、信用リスク・アセット額を算出する方式です。

2. リスク・ウェイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出しております。

③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーのプール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るElddefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(単位：百万円)

資産区分	2019年3月期								
	プール区分	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	Elddefaultの推計値 (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	EADの推計値		コミットメント	
						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	未引出額	掛目の推計値 (加重平均値)
居住用不動産向けエクスポージャー		0.68%	28.61%	—	21.21%	442,446	—	—	—
非延滞		0.44%	28.50%	—	21.09%	440,890	—	—	—
延滞		17.74%	25.76%	—	149.68%	564	—	—	—
デフォルト		100.00%	80.29%	80.29%	—	992	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー		0.96%	80.66%	—	19.20%	2,621	18,076	42,250	42.78%
非延滞		0.64%	80.58%	—	18.34%	2,523	18,066	42,198	42.81%
延滞		36.73%	95.20%	—	308.81%	61	3	8	37.08%
デフォルト		100.00%	98.22%	98.22%	—	36	7	44	15.96%
その他リテール向けエクスポージャー (事業性)		7.23%	48.14%	—	52.74%	30,093	1,264	1,669	100.00%
非延滞		3.23%	46.36%	—	54.41%	28,680	1,261	1,662	100.00%
延滞		42.92%	43.23%	—	121.57%	202	1	2	100.00%
デフォルト		100.00%	92.95%	92.95%	—	1,210	2	4	100.00%
その他リテール向けエクスポージャー (非事業性)		5.07%	71.30%	—	57.83%	13,992	85	142	100.00%
非延滞		0.95%	70.16%	—	59.95%	13,378	85	142	100.00%
延滞		21.93%	80.21%	—	195.52%	35	—	—	—
デフォルト		100.00%	97.10%	97.10%	—	578	0	0	100.00%

(単位：百万円)

資産区分	2020年3月期								
	プール区分	PDの推計値 (加重平均値)	LGDの推計値 (加重平均値)	Elddefaultの推計値 (加重平均値)	リスク・ウェイト (加重平均値)	EADの推計値		コミットメント	
						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	未引出額	掛目の推計値 (加重平均値)
居住用不動産向けエクスポージャー		0.63%	27.87%	—	20.95%	449,425	—	—	—
非延滞		0.44%	27.78%	—	20.87%	448,251	—	—	—
延滞		17.41%	24.28%	—	140.41%	429	—	—	—
デフォルト		100.00%	79.71%	79.71%	—	745	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー		0.99%	81.99%	—	20.30%	2,521	15,782	39,756	39.69%
非延滞		0.67%	81.92%	—	19.58%	2,438	15,775	39,716	39.72%
延滞		36.23%	96.27%	—	311.99%	46	1	6	27.73%
デフォルト		100.00%	98.58%	98.58%	—	35	5	33	15.41%
その他リテール向けエクスポージャー (事業性)		7.74%	45.52%	—	48.58%	27,789	1,150	1,492	100.00%
非延滞		3.38%	43.39%	—	50.45%	26,410	1,148	1,489	100.00%
延滞		43.07%	43.56%	—	122.47%	128	0	0	100.00%
デフォルト		100.00%	92.62%	92.62%	—	1,251	1	2	100.00%
その他リテール向けエクスポージャー (非事業性)		5.36%	74.60%	—	67.63%	14,295	79	139	100.00%
非延滞		1.21%	73.60%	—	69.29%	13,596	78	139	100.00%
延滞		23.47%	80.36%	—	198.74%	123	—	—	—
デフォルト		100.00%	97.06%	97.06%	—	575	0	0	100.00%

(注) 1. 信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映しております。
 2. リスク・ウェイト (加重平均値) は、スケーリング・ファクター (乗数1.06) を乗じた後の信用リスク・アセットの額をEADで除して算出しております。
 3. コミットメントの掛目の推計値 (加重平均値) は、コミットメントのEADの推計値を未引出額で除算した逆算値を計上しております。

- (7) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直近期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析（第10条第4項第2号リ）

(単位：百万円)

資産区分	2019年3月期		対比 (b-a)
	a.損失の実績値	b.損失の実績値	
事業法人向けエクスポージャー	15,013	17,638	2,625
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	625	532	△92
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	0	0	0
その他リテール向けエクスポージャー	1,339	1,369	29
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	—	—	—
合計	16,978	19,540	2,562

(要因分析)

事業法人向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーの損失の実績値は、個別貸倒引当金の増加を主因として、前年同期を上回りました。居住用不動産向けエクスポージャーの損失の実績値は、個別貸倒引当金の減少を主因として、前年同期を下回りました。適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーの損失の実績値は、前年同期と概ね横這いとなりました。

- (注) 1. 損失の実績値は、個別貸倒引当金、要管理先に対する一般貸倒引当金、直接償却、部分直接償却及び債権売却損等であります。なお、個別貸倒引当金及び要管理先に対する一般貸倒引当金は期末残高を、直接償却、部分直接償却及び債権売却損等は期中に実施した合計額を計上しております。
2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーの損失の実績値には、デフォルトの定義に該当するものとなった先に関する損失の実績を計上しており、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却等は含んでおりません。

- (8) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比（第10条第4項第2号ヌ）

(単位：百万円)

資産区分	2018年度		
	a.損失額の推計値 (期初)	b.損失額の実績値 (期末)	対比 (a-b)
事業法人向けエクスポージャー	16,710	15,013	1,697
ソブリン向けエクスポージャー	14	—	14
金融機関等向けエクスポージャー	40	—	40
居住用不動産向けエクスポージャー	1,643	625	1,018
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	280	0	279
その他リテール向けエクスポージャー	2,276	1,339	936
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	0	—	—
合計	20,965	16,978	3,987

(単位：百万円)

資産区分	2019年度			(参考) 損失額の推計値 (2020/3時点)
	a.損失額の推計値 (期初)	b.損失額の実績値 (期末)	対比 (a-b)	
事業法人向けエクスポージャー	16,461	17,638	△1,177	19,184
ソブリン向けエクスポージャー	15	—	15	15
金融機関等向けエクスポージャー	34	—	34	35
居住用不動産向けエクスポージャー	1,391	532	859	1,185
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	252	0	252	228
その他リテール向けエクスポージャー	2,308	1,369	939	2,326
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー	0	—	—	—
合計	20,464	19,540	923	22,975

- (注) 1. 損失額の推計値は、内部格付手法により信用リスク・アセットの額を算出した際の1年間の期待損失額を記載しております。
2. 損失額の実績値は、上記(7)の損失の実績値を記載しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額（第10条第4項第3号イ・ロ）

(単位：百万円)

項目	2019年3月期			
	適格金融 資産担保	適格資産 担保	保証	クレジット・ デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオ	31,762	231,683	293,145	—
事業法人向けエクスポージャー	14,289	231,683	90,609	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	150,052	—
金融機関等向けエクスポージャー	17,472	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	5,144	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	11,560	—
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	35,778	—
合計	31,762	231,683	293,145	—

(単位：百万円)

項目	2020年3月期			
	適格金融 資産担保	適格資産 担保	保証	クレジット・ デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオ	59,392	237,932	247,986	—
事業法人向けエクスポージャー	13,522	237,932	80,053	—
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	120,907	—
金融機関等向けエクスポージャー	45,870	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	4,933	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	10,164	—
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	31,926	—
合計	59,392	237,932	247,986	—

- (注) 1. エクスポージャーの額については、信用リスク削減手法の効果が勘案された額を記載しております。なお、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額を記載しております。
2. 「適格金融資産担保」とは、自行預金、国債、上場株式等に設定した担保です。
3. 「適格資産担保」とは、不動産、船舶等に設定した担保です。
4. 貸出金と自行預金の相殺は含んでおりません。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- (1) 与信相当額の算出に用いる方式（第10条第4項第4号イ）
カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

- (2) 与信相当額等（第10条第4項第4号ロ・ハ・ニ・エ）

(単位：百万円)

項目	2019年3月期	2020年3月期
グロス再構築コストの額	2,878	3,216
ネットティング効果及び担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	6,700	9,079
派生商品取引	6,700	9,079
外国為替関連取引及び金関連取引	5,939	8,198
金利関連取引	760	881
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
長期決済期間取引	—	—
ネットティング効果勘案額(△)	2,058	2,138
ネットティング効果勘案後で担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前の与信相当額	4,641	6,940
担保による与信相当額の減少額(△)	—	—
ネットティング効果及び担保による信用リスク削減手法の効果を勘案後の与信相当額	4,641	6,940

- (注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記の記載から除いております。ただし、CSA契約の対象となる取引については、原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引も与信相当額に含めております。
2. 清算機関との間で成立している派生商品取引で、日々の値洗いにより担保で保全されているものについては、上記の記載から除いております。
3. グロス再構築コストの額は零を下回らないものを合計して記載しております。
4. 内部格付手法においては、担保による信用リスク削減効果をLGDで勘案するため、担保勘案前と担保勘案後の与信相当額は同額となります。

- (3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類別の金額（第10条第4項第4号ホ）

（単位：百万円）

担保の種類	2019年3月期	2020年3月期
適格金融資産担保	—	—
適格資産担保	—	—
合計	—	—

- (注) 1. 「担保の種類別の金額」は、ボラティリティ調整前の金額を記載しております。
2. 「適格金融資産担保」とは、自行預金、国債、上場株式等に設定した担保です。
3. 「適格資産担保」とは、不動産、船舶等に設定した担保です。

- (4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本（第10条第4項第4号ト）

クレジット・デリバティブについては、該当がありません。

- (5) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本（第10条第4項第4号チ）

クレジット・デリバティブについては、該当がありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号イ）

- ① 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（但し、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）（第10条第4項第5号イ（1））
② 原資産を構成するエクスポージャーのうち、デフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（但し、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）（第10条第4項第5号イ（2））
③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（但し、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）（第10条第4項第5号イ（6））

（単位：百万円）

項番	内訳	2019年3月期		
		原資産の種類		合計
		住宅ローン債権	その他	
①	原資産の額	63,655	—	63,655
	資産譲渡型証券化取引 合成型証券化取引	—	—	—
②	デフォルトしたエクスポージャー	66	—	66
	当期の損失額	49	—	49
③	保有する証券化エクスポージャー	24,566	—	24,566
	うち再証券化エクスポージャー	—	—	—

（単位：百万円）

項番	内訳	2020年3月期		
		原資産の種類		合計
		住宅ローン債権	その他	
①	原資産の額	59,086	—	59,086
	資産譲渡型証券化取引 合成型証券化取引	—	—	—
②	デフォルトしたエクスポージャー	32	—	32
	当期の損失額	0	—	0
③	保有する証券化エクスポージャー	24,426	—	24,426
	うち再証券化エクスポージャー	—	—	—

- (注) 1. デフォルトしたエクスポージャーの額とは、期初非デフォルトエクスポージャーのうち、期中にデフォルトとなったエクスポージャーの額であります。
2. 当期の損失額は、期末のデフォルトエクスポージャーに係る期待損失額を含めております。
3. 保有している証券化エクスポージャーは、全てオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引はございません。

- ④ 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳（第10条第4項第5号イ（3））

証券化取引を目的として保有している資産については、該当がありません。

- ⑤ 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳含む。）（第10条第4項第5号イ（4））

当期に証券化取引を行ったエクスポージャーについては、該当がありません。

- ⑥ 証券化取引に伴い期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳（第10条第4項第5号イ（5））

（単位：百万円）

	2019年3月期	2020年3月期
証券化取引に伴い期中に認識した売却損益の額	—	—
原資産の種類	—	—

- ⑦ リスク・ウェイトの区別別残高及び所要自己資本の額（第10条第4項第5号イ（7））

（単位：百万円）

リスク・ウェイト	2019年3月期				2020年3月期			
	残高	所要自己資本	うち再証券化	所要自己資本	残高	所要自己資本	うち再証券化	所要自己資本
20%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
50%超100%以下	24,566	1,826	—	—	24,426	1,694	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	24,566	1,826	—	—	24,426	1,694	—	—

- (注) 保有している証券化エクスポージャーは、全てオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引はございません。

- ⑧ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳（第10条第4項第5号イ（8））

（単位：百万円）

	2019年3月期	2020年3月期
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	3,075	2,755
原資産の種類	住宅ローン債権	住宅ローン債権

- ⑨ 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（第10条第4項第5号イ（9））

1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーについては、該当がありません。

- ⑩ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号イ（10））

早期償還条項付の証券化エクスポージャーについては、該当がありません。

- ⑪ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（第10条第4項第5号イ（11））

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用については、該当がありません。

(2) 銀行が投資家である場合における証券化エクスポージャーに関する事項 (第10条第4項第5号ロ)

①保有する証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (第10条第4項第5号ロ(1))

【オン・バランス取引】 (単位:百万円)

主な原資産の種類	2019年3月期		2020年3月期	
	残高	うち再証券化	残高	うち再証券化
住宅ローン債権	708	—	291	—
自動車ローン債権	709	—	415	—
小口消費者ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード与信	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業資産	—	—	—	—
不動産	—	—	1,911	—
不動産を除く有形資産	—	—	—	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
売上債権	—	—	—	—
その他の資産	—	—	—	—
合計	1,418	—	2,618	—

【オフ・バランス取引】 (単位:百万円)

主な原資産の種類	2019年3月期		2020年3月期	
	残高	うち再証券化	残高	うち再証券化
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
小口消費者ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード与信	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業資産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
不動産を除く有形資産	—	—	—	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
売上債権	—	—	—	—
その他の資産	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

②保有する証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (第10条第4項第5号ロ(2))

【オン・バランス取引】 (単位:百万円)

リスク・ウェイト	2019年3月期				2020年3月期			
	残高		うち再証券化		残高		うち再証券化	
	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	
20%以下	1,281	21	—	—	637	10	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—	1,911	108	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	137	145	—	—	70	74	—	—
合計	1,418	167	—	—	2,618	193	—	—

【オフ・バランス取引】 (単位:百万円)

リスク・ウェイト	2019年3月期				2020年3月期			
	残高		うち再証券化		残高		うち再証券化	
	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	所要自己資本	
20%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

③自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (第10条第4項第5号ロ(3))

(単位:百万円)

主な原資産の種類	2019年3月期	2020年3月期
住宅ローン債権	137	70
自動車ローン債権	—	—
小口消費者ローン債権	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業資産	—	—
不動産	—	—
不動産を除く有形資産	—	—
事業者向け貸出	—	—
売上債権	—	—
その他の資産	—	—
合計	137	70

④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (第10条第4項第5号ロ(4))

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用については、該当がありません。

(3) 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 (第10条第4項第5号ハ)

マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーについては、該当がありません。

(4) 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 (第10条第4項第5号ニ)

マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーについては、該当がありません。

6. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価 (第10条第4項第7号イ)

(単位:百万円)

種類	2019年3月期		2020年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している株式等エクスポージャー	35,120	—	13,740	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー	3,113	—	2,867	—
合計	38,233	38,233	16,607	16,607

上記のうち子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種類	2019年3月期	2020年3月期
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	—	—
合計	—	—

(注) 1. 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている株式等エクスポージャーについては、上表には記載しておりません。

2. 上記に該当しない株式等エクスポージャーには、ゴルフ会員権を含めて記載しております。

(2) 株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (第10条第4項第7号ロ)

(単位:百万円)

種類	2019年3月期	2020年3月期
売却損益の額	1,392	830
償却の額	1	585

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている株式等エクスポージャーに係る売却及び償却に伴う損益の額については、上表には記載しておりません。

- (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (第10条第4項第7号ハ)

(単位: 百万円)

種 類	2019年3月期			2020年3月期		
	取得原価	時 価	評価損益	取得原価	時 価	評価損益
その他 有価証券	9,380	13,106	3,725	8,113	10,463	2,350

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている株式等エクスポージャーに係る評価損益の額については、上表には記載しておりません。

- (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (第10条第4項第7号ニ)
該当ありません。

- (5) 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 (第10条第4項第7号ホ)

(単位: 百万円)

区 分	2019年3月期	2020年3月期
マーケット・ベース方式 (簡易手法)	23,173	7,901
マーケット・ベース方式 (内部モデル手法)	—	—
P/D/LGD方式	12,791	8,697
合 計	35,965	16,599

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)に含まれている株式等エクスポージャーについては、上表には記載しておりません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (第10条第4項第8号)

(単位: 百万円)

算 出 方 式	2019年3月期	2020年3月期
自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	55,373	92,221
自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	178	113
自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	—	226
合 計 額	55,551	92,561

8. 金利リスクに関する事項 (第10条第4項第9号)

- (1) ΔEVE、ΔNII

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		イ	ロ	ハ	ニ
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,699	5,507	5,894	
2	下方パラレルシフト	2	0	△1,606	
3	スティープ化	9,145	1,674		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	17,699	5,507	5,894	
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	150,325		147,173	

- (注) 1. 流動性預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です)
2. 貸出の期限前償還率、定期預金の早期解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
3. ΔEVEの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、正の値のもののみを、単純合算しております。ΔNIIの集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、値の正負に関係なく、単純合算しております。
4. ΔEVEの算出にあたっては、有価証券の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めております。有価証券以外の経済価値の算出に用いる割引金利については信用スプレッド等を含めておりません。
5. ΔNIIの算出にあたっては、再投資・再調達金利について、信用スプレッド等を含めておりません。

- (2) VaR (バリュー・アット・リスク)

項目	2019年3月期
金利リスクのVaR	5,123百万円
うち円金利	3,957百万円
うち他通貨金利	1,825百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月

項目	2020年3月期
金利リスクのVaR	12,824百万円
うち円金利	9,622百万円
うち他通貨金利	4,932百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月

- (注) 1. 流動性預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です)
2. トレーディング部門の金利リスクについては、信頼区間99.9%、保有期間10日間のVaRを測定しております。
3. 米ドル及びユーロ以外の他通貨については、影響が軽微なことから200BPVにより測定しております。
4. なお、2019年度の金利リスク合計については、円金利と他通貨金利の相関係数を2018年度と同様に、0.50として測定しております。